

国立病院機構滋賀病院



奨学金制度について

—奨学金の交付を希望するみなさんへ—

この奨学金制度は、看護学校卒業後滋賀病院への就職を希望する学生の方に対し、奨学金を貸与し修学を支援することを目的としています。

＜奨学金貸与までの手続＞

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 貸与の申込み（病院へ書類提出） | ～2月頃 |
| 2. 奨学生の選考 | 2～3月頃 |
| 3. 看護師養成所等への入学決定 | 2～3月頃 |
| 4. 奨学金貸与の決定 | 3月頃 |
| 5. 奨学生誓約書の提出 | 3月頃 |
| 6. 奨学金の貸与 | 4月 |

1. 申込み方法

- ・奨学金の受給を希望される方は、次の書類を提出してください。
 - ①奨学生申請書（問い合わせ先までご連絡ください。様式を郵送いたします。）
 - ②下記書類の写し
 - i) 看護学校等の入学願書・合格証書等（平成22年4月入学予定の方）
 - ii) 在学証明書類（すでに在学されている方）

2. 奨学生の選考

- ・奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ決定します。
選考の時期については書類受理後にご連絡します。

3. 奨学金の額

奨学金の額は、**年間72万円**です。卒業までの最短修学年数となります。

- 1)看護大学等・・・ 4年間 2)看護学校（3年制）・・・ 3年間
3)看護学校（2年制）・・・ 2年間

4. 奨学金の貸与方法

年間の支給額を各年度の前期・後期の2回に分け、奨学生の預金口座に振り込みます。

5. 奨学金の返還の免除

- ・奨学金は、看護学校等を卒業後、**奨学金の貸与期間と同じ期間を滋賀病院の看護師として勤務した場合には全額返還免除**されます。

（奨学金を3年間貸与された方が3年間当院で勤務した場合→返還が免除されます）

6. 奨学金の返還

看護学校等を卒業後、他院に就職した場合などは、貸与を受けた奨学金について原則として一括返還が必要となります。

なお当院で一定期間勤務後、転職される場合、勤務期間分の返還が免除されます。

（1年間当院で勤務→1年分の返還が免除されます）

7. 申込及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、不明な点は下記担当者にご連絡ください。

独立行政法人国立病院機構滋賀病院 企画課 庶務班長

T E L) 0748-22-3030 内線105

e-mail) sho01@shiga-hp.jp



携帯からはこちらへ